

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	『近代中国の国会と憲政－議会専制の系譜－』で意図した問題提起
Author(s)	金子, 肇
Citation	拓蹊, 3 : 2 - 4
Issue Date	2020-05-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049171
Right	
Relation	



丸田孝志（広島大学大学院 以下、丸田）

司会を務めます広島大学総合科学研究科の丸田です。本日は、広島大学文学研究科の金子肇先生の近著、『近代中国の国会と憲政：議会専制の系譜』について合評会を開催させていただきます。広島中国近代史研究会では、2010年と14年にも清末から中華民国初期の憲政と日本との関係をめぐる曾田三郎先生の2冊の著作についての合評会を行ったことがあります。これが『拓蹊』1号、2号に収録されています。その際には、日本史の研究者の方にも評者として出席いただき、日本史からの視点も交えて活発な討論が行われました。本日も日本史の方から幕末・明治維新期の日本の自己認識・世界認識について研究されている、広島大学文学研究科の奈良勝司先生を評者としてお迎えしました。また、中国史の方からは、関西学院大学文学部の森川裕貫先生をお迎えしました。森川先生は、中国の変革や自由な言論の問題について特に政治制度の視点から議論を展開した近現代の知識人について研究されています。お二人とも幅広い国際的な視点から歴史研究を進められている研究者で、金子先生の著作に対して、様々な視点から活発にご議論をいただきたいと思います。

まずは金子先生に15分程度でご自身の著書についての概要説明をいただき、それから奈良先生、森川先生の順に40分ずつの書評報告をいただき、それに対して金子先生からの応答を20分程度、最後に全体討論という形で進めたいと思います。皆様の活発な討論をお願い致します。

『近代中国の国会と憲政－議会専制の系譜－』で意図した問題提起 金子肇

金子肇（広島大学大学院 以下、金子）

今日はこういう機会を設けていただきありがとうございます。忌憚のないご意見をいただけたらと思います。最初にお手許に届いていると思いますが、A4の用紙に本書の執筆者として、この本でどういう点を強調したかったか、あるいは何を問題提起したかったのかということを4点に分けて整理しておきましたので、最初にご紹介させていただこうと思います。8月の最初に東京の東洋文庫でも書評会を開いていただきましたが、その時に提出したレジュメに少し加筆したものが、お手許のA4の資料になります[当日の配布資料は奈良・森川両氏のものも含めて、38～45頁に掲載した。ただし本誌の書式に揃えた]。

さて、その4点ということですが、まずこの本で意図したことの第1点としまして、近代中国政治史の系統的な再構成を意図して書いたということがあります。近年、若い人を中心に、檔案史料を使い個別的な歴史事象を明らかにする研究は、大量にというほどじゃないかもしれませんが、かなり蓄積されてきている。しかし、単に個別的な実証を積み重ねていけば、何か新しい中国近代の政治のあり方や社会のあり方が見えてくるのかと言うそうではない。歴史像の再構成には直結しないってことです。そのためには、意図的にかどうか意識的に、何らかのテーマを追求することが必要なのではないか。その意味で、こ

ここでは議会制に即して系統的な政治史叙述を追求したということなのですね。そして、そこでキーワードとして中心に据えたのが「議会専制」という聞きなれない言葉であるわけですが、決してこれは社会科学的な概念ではありません。この本では、——A4のレジюмеにポイントを落として書いてあるように——「議会が制度上において、あるいは実質的な意味において、統治権力の頂点に君臨して政府を過度に従属させようとする体制」というように定義しておきました。これが第1点です。

それから、第2点として、これも私なりの言い方なのですが、「国家史的な観点に立つ中国憲政史」を考えてみたかったということですね。これは、レジюмеの(3)にあるように、憲政史を考える際、中国近代史においては自由主義ないしリベラリズム研究が、私とは観点が少し異なるのですが主流になっています。それとは違って、憲法運用史的な分析に可能な限り接近できるようなアプローチをしてみたいということなのですね。もう少し具体的に言いますと、日本史の坂野潤治さんの日本憲政史の定義などを引いて序論で書いておいたことですが、現実政治における憲法の実際的な機能であるとか、憲法の影響下における議会権限の運用が具体的な国政に一体どのような影響をもたらすのかという観点から、憲政の歴史を考えてみたい。そして、そこで中心に置かれるのが、議会と政府との動的な関係であるということです。これはどういうことかと言うと、従来の中国の「憲政史」あるいは「立憲政治史」では、どうしても憲法の構想や憲法そのものの制定過程つまり「憲法制定史」、あるいは「憲政運動史」などに議論が集中する傾向にある。なぜかと言うと、近代中国では議会が短期に潰れてしまったり中断してしまったりすることが多いので、議会自体の活動が系統的に評価できなかつたからです。しかし、1910年代、それから1940年代については、憲法運用史的な分析がかなりできるのだらうという見通しから、第II章や第八章などで新国会と立法院について、できる限り憲法運用史的な分析をやってみました。こうした視点は、日本史における憲政史研究や議会史研究に学ぶという姿勢に基づいています。それが成功しているかどうかはよく分かりません。このあたりは、専門の方々から色々とお批判をお受けしたいと考えています。

次に第3点目として、第2点と関わることですが、日本の中国近代史研究における自由主義・リベラリズム研究の主流は、立憲主義——この立憲主義の含意は、国権濫用の制約、国民の権利・自由の保障といったものですが、そうした含意をもつ立憲主義の受容・展開・定着の歴史として「憲政史」を考えようとする傾向が非常に強い、というか主流です。代表的なのは、山梨大学の石塚迅さん、東大の中村元哉さん、筑波大の山本真さんが編まれた『憲政と近現代中国』という2010年に出た本ですね。しかし、この立憲主義に立脚した憲政史の観点からすると、議会が自由主義・リベラリズム研究の中に、それそのものとして組み込まれにくいのではないかという気がするわけです。そこで、レジюмеの(3)の表題にあるように、「議会という制度自体に内在する自由主義的な契機」に注目する必要があるのではないかと考え、法学者の待鳥聡史さんの議論などを拝借しながら、議会制を支える「自由主義的要素」と「民主主義的要素」がどのように絡まり展開するのかという観点から、近代中

国の議会制史を整理してみたらどうだろうと思ったのです。

それで、レジュメにポイントとして「民意」の政治への反映と書いてありますが、これは「民主主義的要素」ということで選挙により保障される。一方、「自由主義的要素」というのは、「権力の分立と抑制」を意味するものであり三権分立などによって保障されるわけです。そして、両者を結びつけるものが「議会」であるという視点ですね。この視点から見ると、「議会専制」の歴史とは、民主主義的な要素を過度に強調しようとする議会観、つまり議会権力を一方的に強化しようとする議会観が、権力の分立すなわち議会と政府の権力的な均衡と抑制を重視する自由主義的な議会観・構想を圧倒していった歴史、として捉えられるだろうと整理できます。

それから第4点として、中国における「国情」論的主張への異議申し立てと書いています。これは、中国史・中国論をやっている人には自明のことかもしれませんが、近年の中国では西欧的な価値観、例えば権力分立などは中国の国情、つまり国のあり方、国の歴史・伝統には適合しないのだということで、現在の人民代表大会制なども正当化していくわけです。しかし、本書の立場は、西欧的価値観は中国の国情に不適なのだということではなく、権力の分立すなわち議会の自由主義的要素は、もはや西欧的な価値観を超えて普遍的な意義を有するようになってきているのだという立場から議論をしたい、そうすることによって孫文の国民大会構想や共産党の人民代表大会制に対する批判的な視点も成り立ち得るのだ、という意図を持っているということです。

以上の4点を、書いた側の立場から、少し念頭において議論していただけたらと思い、お話しさせていただきました。以上です。

丸田

どうもありがとうございました。それでは早速、奈良先生の方から書評報告をよろしくお願いいたします。

コメント1 奈良勝司

奈良勝司（広島大学大学院 以下、奈良）

それでは始めさせていただきます。今の説明を聞いて、自分の頭の中で改めて整理ができたので非常にありがたかったです。レジュメはA31枚で2頁からなっています。ご確認ください。レジュメの構成は、本書の構成・特徴の部分と、私が勉強になった部分、および疑問点・聞いてみたい点という3点からなっています。

で、まずですね、先ほどのご説明でもあったように、本書自体が明確な分析視角に基づいて書かれていることを第一印象として感じました。そのことは、私のように隣接分野に従事している、中国近代史が専門ではない門外漢の立場としても、中身の具体的な史実の検証に